

佐賀県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十一月二十日から平成二十一年十二月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木有田線	西松浦郡有田町大木宿字整地乙七八 一番一地从から 西松浦郡有田町広瀬字山門甲一三八 八番二地先まで	平成二一・一一・二〇
県道 伊万里有田線	西松浦郡有田町大木宿字福石甲一五 五七番一地从から 西松浦郡有田町広瀬字山門甲一三八 八番二地先まで	"